

令和 7 年度 第 9 回庁議要旨

日時：令和 7 年 8 月 4 日（月）

午前 9 時～午前 9 時 25 分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 災害発生時における災害対策本部設置基準及び職員の配備体制の見直しについて（危機管理部）

本市では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、必要と認めるときは災害対策本部を設置し、職員の配備体制について指令を発することとしている。

これまで、市内の観測地で震度 5 弱以上の地震が発表された際には、災害対策本部を設置し、職員の配備体制を「非常配備（2 号配備）」として対応してきたところであるが、平成 23 年 4 月以降に市内で発生した震度 5 弱以上の地震 13 件のうち、震度 5 弱の地震は 7 件であり、これに伴う人的被害は軽傷者が 1 名、建物被害はなく、大きな被害は生じていないことから、災害の実状に合わせた配備体制の見直しの必要が生じている。

また、本市では、警報の発表基準をはるかに超える大雨等の危険な現象が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に気象庁が発表する「特別警報（気象業務法施行令第 5 条）」や、すでに災害が発生・切迫しており、安全な避難が困難な状況で、命の危険が迫っている場合に市が発令する「緊急安全確保（災害対策基本法第 60 条第 3 項）」の際の職員の配備体制について規定していないことから、配備体制について改めて検討する必要が生じている。

なお、宮城県では、地域防災計画において、県内の観測地で震度 5 弱の地震が発表された際の職員の配備体制を「特別警戒配備（2 号配備）」から「特別警戒配備（1 号配備）」に見直しを行っているほか、特別警報（地震動特別警報を除く。）が県内で発表されたとき及び県内市町村が緊急安全確保を発令したときの職員の配備体制を「非常配備（3 号配備）」とし、実状に応じた運用が行われている。

県の地域防災計画の規定を踏まえ、災害発生時における災害対策本部設置基準及び職員の配備体制を見直すもの。

(1) 主な内容

【災害発生時における災害対策本部設置基準及び職員の配備体制の見直し】

ア 災害対策本部設置基準

改正後	改正前
市内の観測地で <u>震度 5 強以上（実測値）</u> の地震と発表されたとき。	市内の観測地で <u>震度 5 弱以上</u> の地震と発表されたとき。

イ 職員の配備体制

	改正後	改正前
特別警戒配備（1 号配備）	市内で <u>震度 5 弱（実測値）</u> の地震が観測されたとき。	（新設）
非常配備（2 号配備）	市内で <u>震度 5 強（実測値）</u> の地震が観測されたとき。	市内で <u>震度 5 弱・5 強</u> の地震が観測されたとき。
非常配備（3 号配備）	・市内に特別警報（気象業務法施行令第 5 条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報を除く）が発表されたとき。 ・市が緊急安全確保を発令したとき。	（新設）

(2) 今後の予定

令和7年8月 石巻市災害対策本部等運営要綱の一部改正（施行予定年月日：令和7年9月1日）

[報告事項]

1 災害の定義の見直しに伴う関係条例の整理について（危機管理部）

能登半島地震において液状化による被害が広い範囲にわたって発生したことを踏まえ、令和7年6月、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が公布され、災害対策基本法における災害の定義に、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」が追加された。

法改正に伴い、本市においても災害の定義の見直しを行い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

石巻市消防団員等公務災害補償条例及び石巻市防災基本条例において、異常な自然現象の例示に「地盤の液状化」を加える。

(2) 今後の予定

令和7年9月 市議会第3回定例会に石巻市消防団員等公務災害補償条例及び石巻市防災基本条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）

2 石巻市立桃生幼稚園の廃止について（教育委員会）

本市では、保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得られる仕組みづくりや多様化する保育ニーズに対応するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、公立施設の更新、統合及び廃止、並びに民間誘致による保育所及びこども園の整備を計画的に進めており、桃生地区については、旧桃生町時代の幼児教育・保育一体化構想を踏まえ、桃生新田保育所、桃生幼稚園を廃止・統合し、令和9年4月、新たに公立認定こども園を開設する予定となっている。

「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、桃生幼稚園を廃止するもの。

(1) 主な内容

廃止する桃生幼稚園の施設概要

ア 所在地	石巻市桃生町樫崎字高附5番地
イ 定員	130名（令和7年度在籍園児数 11名）
ウ 建物構造	木造平屋
エ 敷地面積	5,040㎡
オ 延床面積	637㎡
カ 建築年度	昭和53年度

(2) 今後の予定

令和7年9月 市議会第3回定例会に石巻市立学校設置条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

関係規則等の一部改正（施行予定年月日：令和８年４月１日）

（石巻市教育委員会の組織等に関する規則、石巻市教育委員会文書取扱規程、石巻市立幼稚園園則）

令和８年３月 桃生幼稚園の閉園

３ 令和８年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

（１）主な内容

ア 開催内容

① 対象者について

平成１７年４月２日から平成１８年４月１日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む。）又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

② 内容について

式典、実行委員会によるアトラクションを行う。

イ 日程及び会場

令和７年６月３０日現在（人）

日 時	地区	会 場	対象者数
令和８年１月５日（月）午後２時	桃生	桃生公民館文化ホール	４７
令和８年１月１１日（日）午前１１時	河南	遊楽館かなんホール	１３８
令和８年１月１１日（日）午前１１時	北上	北上小学校体育館	１４
令和８年１月１１日（日）午後２時	石巻	マルホンまきあーとテラス大ホール	８３８
令和８年１月１１日（日）午後２時	河北	河北総合センター文化交流ホール	５６
令和８年１月１１日（日）午後２時	雄勝	雄勝公民館大ホール	２
令和８年１月１１日（日）午後２時	牡鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	１７
２日程	７会場		１，１１２

※令和７年１月開催の対象者数と出席状況

対象者 １，２１７人（男 ６３１人・女 ５８６人）

出席者 ９６０人（市内 ７９４人（男 ４２７人・女 ３６７人）・市外１６６人）

出席率 ７８．９％

（２）今後の予定

令和７年 ９月 市報いしのまき９月号へ実行委員募集について掲載予定

募集期間：９月１日～２６日

１０月～ 実行委員会開催

１２月 案内通知（はがき）発送予定

・石巻地区分 １２月５日頃発送予定

・他６地区分 １２月５日頃６公民館に引き渡し予定

【その他】

- ・川開き祭りに係る職員従事への御礼について（産業部）

以上